白河市空き店舗バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗を有効活用することにより、中心市街地の活性化を図る ために実施する空き店舗バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 中心市街地 別表に掲げる区域をいう。
 - (2) 空き店舗 中心市街地内に存在する店舗及び事務所で、現に営業等をしていない事業用の建物及び敷地をいう。
 - (3) 所有者 空き店舗に係る所有権その他の権利を有する者で、当該空き店舗の 売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
 - (4) 空き店舗バンク 市が、空き店舗の売却又は賃貸を希望する所有者から申し込みを受けた情報を、空き店舗の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。) に提供する制度をいう。

(適用上の注意)

- 第3条 この要綱は、空き店舗バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。 (空き店舗の登録)
- 第4条 空き店舗バンクに空き店舗の登録を希望する所有者(以下「登録申込者」という。)は、白河市空き店舗バンク物件登録申込書(第1号様式)その他関係書類を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、当該空き店舗を登録することを適当と認めたときは、白河市空き店舗バンク物件登録完了通知書 (第2号様式)を登録申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みをしていない空き店舗で、登録することが適当 と認めるものは、当該所有者に対して同項の規定による申込みを勧めることができる。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとする。
 - (1) 所有者が複数人いる場合であって、登録に関する承諾をしない者がいるとき。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者であるとき。
 - (4) 賃貸借を希望する期間が、1年間未満のとき(賃貸借を希望するときに限る。)。
 - (5) 抵当権等が設定されているとき(売買を希望するときに限る。)。
 - (6) その他市長が不適当と認めたとき。

(空き店舗の登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた登録申込者(以下「空き店舗登録

者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、白河市空き店舗バンク物件 登録変更届(第3号様式)を市長に届け出なければならない。

(空き店舗の登録の撤回等)

- 第6条 市長は、空き店舗登録者が次の各号のいずれかに該当するときは空き店舗の登録を撤回することができる。
 - (1) 空き店舗登録者から登録を撤回する申し出があったとき。
 - (2) 第4条第4項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (3) その他市長が不適当と認めるとき。
- 2 市長は、空き店舗を登録した日から2年を経過した場合には、空き店舗登録者に登録の更新の可否を確認するものとする。

(利用希望者の登録)

- 第7条 利用希望者は、白河市空き店舗バンク利用登録申込書(第4号様式)その他関係書類を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込書を受理した場合は、その内容を確認の上、次項に規定する要件を満たし、適切であると認めたときは、白河市空き店舗バンク利用登録完了通知書 (第5号様式)を利用希望者に通知するものとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)に定める店舗及び事務所として利用しようとする者であるとき。
 - (2) 宅地建物取引業者
 - (3) 空き店舗の転売及び転貸を目的とする者であるとき。
 - (4) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者であるとき。
 - (6) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体であるとき。
 - (7) その他市長が不適当と認めたとき。

(利用登録事項の変更の届出)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者(以下「利用登録者」 という。)は、当該登録事項に変更があったときは、白河市空き店舗バンク利用登録 変更届(第6号様式)を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の撤回等)

- 第9条 市長は、利用登録者から利用登録の撤回の申し出があったとき、契約を締結したとき又は第7条第3条に該当するときは、空き店舗バンクの利用登録を撤回するものとする。
- 2 市長は、利用登録した日から2年を経過した場合には、利用登録者に登録の更新の 可否を確認するものとする。

(情報提供)

第10条 市長は、第4条第2項の規定により登録した空き店舗の情報で空き店舗登録

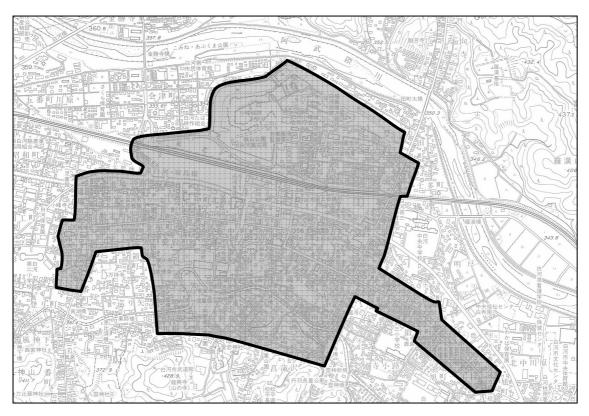
者が同意したものをホームページ等により公表するものとする。

- 2 市長は、第4条第2項の規定により登録した空き店舗及び空き店舗登録者の情報を 利用登録者に提供するものとする。
- 3 市長は、必要に応じて利用登録者の情報を空き店舗登録者に提供することができる。 (交渉)
- 第11条 市長は、空き店舗登録者及び利用登録者との空き店舗に関する交渉及び売買 又は賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。 (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、空き店舗バンクに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係) 中心市街地の区域



年 月 日

白河市長

 住
 所

 申込者
 氏
 名
 印

 電話番号

白河市空き店舗バンク物件登録申込書

白河市空き店舗バンク設置要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き店舗バンクへの登録を申し込みます。

記

- 1 提出書類
 - (1) 空き店舗バンク登録票
 - (2) 間取図
 - (3) 位置図

2 遵守及び同意事項

- (1) 契約交渉に関わる全てについて、所有者と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
- (2) 白河市空き店舗バンク設置要綱第4条第4項に定める全ての項目に該当しません。
- (3) 登録した空き店舗に関する情報を利用希望者に提供するほか、当該情報のうち、所有者の個人情報を除くものを市ホームページに掲載することに同意します。
- (4) 契約が成立した場合には、市に速やかに報告することに同意します。
- (5) 法令及び白河市空き店舗バンク設置要綱を遵守します。
- (6) 当該物件において、所有者が複数いる場合、必ず以下に全員分の承諾を受け、 所有者本人が署名をしてください。記載漏れや虚偽の記載により問題が生じた場 合、市は一切責任を負いません。

住所氏名	F
住所氏名	(
住所 氏名	

第 号年 月 日

様

白河市長

印

白河市空き店舗バンク物件登録完了通知書

年 月 日付けで申込みのあった空き店舗の登録について、登録が完了したので通知します。

なお、登録内容を変更し、又は撤回する場合には、速やかに手続を行ってください。

注) 申込みの際に記載された個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

年 月 日

白河市長

所有者 氏 名 印

白河市空き店舗バンク物件登録変更届

白河市空き店舗バンク設置要綱第5条の規定により登録事項に変更ありましたので、届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

年 月 日

白河市長

 住
 所

 申込者
 氏
 名
 印

 電話番号

白河市空き店舗バンク利用登録申込書

白河市空き店舗バンク設置要綱第7条第1項の規定により、次のとおり空き店舗バンクに係る利用の登録を申し込みます。

記

- 1 提出書類 希望物件概要書
- 2 遵守事項等
 - (1) 白河市空き店舗バンク設置要綱第7条第3項各号のいずれにも該当しません。
 - (2) 登録した利用者に関する情報を空き店舗登録者に提供することを同意します。
 - (3) 法令及び白河市空き店舗バンク設置要綱を遵守します。
 - (4) 契約が成立した場合には、市に速やかに報告することに同意します。

第 号年 月 日

様

白河市長

印

白河市空き店舗バンク利用登録完了通知書

年 月 日付けで申込みのあった利用の登録について、登録が完了したので通知します。

なお、登録内容を変更し、又は撤回する場合には、速やかに手続を行ってください。

注) 申込みの際に記載された個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

第6号様式(第8条関係)

第 号 年 月 日

白河市長

利用希望者 氏 名

印

白河市空き店舗バンク利用登録変更届

白河市空き店舗バンク設置要綱第8条の規定により登録事項に変更ありましたので、届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由